様式第19号(第22条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 様 | 第　　　　　号  年　　月　　日  山梨県都留市長　　　　　　　　印 |

介護保険　給付額減額等通知書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 被保険者氏名 |  | 被保険者番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

あなたは、要介護(更新)認定・要支援(更新)認定・要介護状態区分の変更申請をしましたが、あな　たの介護保険料は下記のとおり未納となっており、すでに消滅時効に係っているため、遡って納めて　いただくことができません。

　　保険料未納の方に対し、通常の保険給付を行うことは、被保険者間の公平を損なうことから、介護保険法第69条第1項の規定により、下記期間につき保険給付額の減額及び高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費並びに特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行わないことに決定しましたので通知します。

　　なお、災害及びその他特別の事情等が発生した場合には、給付額減額等の措置の対象外となりますので、すみやかに届出をしてください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 給付額の減額を行う期間　　　　　　年　　月　　日　～　　　　　　年　　月　　日  給付額減額措置の算定根拠  給付額減額期間＝保険料徴収権消滅期間××1／2  徴収権消滅期間：(未納・時効消滅額／年賦課額)＋(未納・時効消滅額／年賦課額)＋・・＝　年  　納付済期間：(納付額／年賦課額)＋(納付額／年賦課額)＋・・・・・・・・・・・・＝　年 | | | | | |
|  | 年度 | 未納・時効消滅額 | 納付額 | 年賦課額 |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  | | | | | |

＜お問い合わせ先＞

　都留市　長寿介護課　介護保険担当

　住所

電話番号

不服の申立

　１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、山梨県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

　＜お問い合わせ先＞

　　山梨県介護保険審査会（山梨県福祉保健部　健康長寿推進課内）

　　住所　　　　　　　　　電話番号

　２　処分取り消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、都留市を被告として（訴訟において都留市を代表する者は都留市長となります。）、提起することができます。

　　　なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができ　　ます。

1. 審査請求があった日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。
2. 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
3. その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

３　ただし、上記期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。